

「太陽光発電設備グループ購入事業」業務仕様書

この「太陽光発電設備グループ購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、京都市（以下「市」という。）と共同で実施する「太陽光発電設備グループ購入事業」（以下「本事業」という。）において取り組む業務内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「事業実施者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業スケジュール

事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和2年6月頃
施工事業者の決定	令和2年7月頃
購入希望者の募集終了	令和2年8月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和2年10月頃
太陽光発電設備の設置工事期限	令和3年3月15日まで

※ 資源エネルギー庁の審査等やむを得ない理由により、期限までに工事完了が困難な場合は、工事完了予定時期を市へ報告のうえ、購入者へ説明を行うこと。

※ 再生可能エネルギー固定価格買取制度においては、令和2年度中に事業計画の認定を取得可能なスケジュールとすること。

2 業務内容（実施方法等については、提案に基づき協議のうえ決定する。）

事業実施者は、次の内容について業務を実施すること。

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業と同等又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。

ウ 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「コールセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。

エ 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、施工検査を行う業務責任者を選任すること。業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、専門的な知見を有する者とする。

オ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を市へ提出すること。（任意様式）

カ 統括責任者及びコールセンターの業務責任者は、市が実施する他のグループ購入事業と兼任することができるものとする。

(2) 事業計画の策定

- ア 協定締結後、速やかに事業計画を策定し、市の了解を得て、業務を実施すること。
- イ 事業計画は、1 事業スケジュール及び次の(3)から(9)の業務内容について実行性のある内容を具体的に示した事業計画書を市へ提出すること。(任意様式)
- ウ 市場調査及び市場分析の結果、市と協議のうえ、必要に応じて事業計画書を修正し、市へ提出すること。

(3) 購入希望者へのプラン作成及び見積書の提出

- ア 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」及び「太陽光発電設備及び蓄電池」とし、太陽光発電設備及び蓄電池の種類、性能等を示したプランを作成すること。
- イ 購入希望者へプランを提供するに当たり、市の「太陽光パネルの景観に関する運用基準」に基づき、購入希望者の設置予定場所が本事業の対象となるか判断できるよう配慮すること。
- ウ 購入希望者の屋根の情報により作成した概算見積書を購入希望者へ提出し、個別の見積書の作成を希望するか確認すること。
なお、概算見積書の提出の際は、購入希望者が一般的な料金プランと比較して、容易に判断できるよう配慮すること。
- エ 購入希望者が個別に見積書の作成を希望した場合、初めて購入希望者の全情報を施工事業者提供できるものとし、施工事業者は現地調査を行い、購入希望者へ個別の見積書を提出すること。
- オ 個別の見積書の提出に当たり、契約内容等について、施工事業者は十分に情報提供を行い、購入希望者へ最終的な購入意思の確認をすること。
- カ 購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるよう、必要なサポートを行うこと。

(4) 広告宣伝、購入希望者の募集

- ア 購入希望者は、原則として市の区域内で住宅等に太陽光発電設備及び蓄電池を設置される者とし、購入希望者を対象とした効果的な広告宣伝を行うこと。
- イ 広告宣伝の内容については、市と協議して定めるものとする。
また、市の名称等を用いる場合は、その都度、事前に市の了解を得ること。
- ウ 市が有する広告媒体を活用し、市が実施する広報において、広報用の資料等を提供し、協力すること。
- エ マスコミ等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に市の了解を得ること。
- オ 購入希望者の募集については、2箇月以上の期間行うこと。
- カ 購入希望者の募集期間中に、市民に対しての説明会を実施すること。

(5) ホームページの構築及び運用

- ア 本事業に係るWebサイト（以下「Webサイト」という。）の構築，運用，メンテナンスを行うこと。
- イ Webサイトを効果的に活用した購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。
- ウ Webサイトの構築，運用，メンテナンスを行う場合は，万全のセキュリティ対策を講じること。
- エ Webサイトの構築を行う場合は，「京都市ホームページ作成ガイドライン」に基づき，JIS X 8341-3：2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

(6) 施工事業者の募集及び選定等

- ア あらかじめ設定する入札参加要件に基づき，施工事業者を募集すること。
なお，事業実施者並びに事業実施者と資本関係又は人的関係にある事業者は，施工事業者として入札に参加できないものとする。
- イ 入札参加要件の詳細については，市と協議のうえ，決定すること。
- ウ 入札参加要件を満たした施工事業者により入札を行い，最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
- エ 入札価格については，施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし，電力会社に対する接続契約申請，再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請，市の景観規制に必要な手続き及び市の助成制度申請代行に係る費用を含むこと。
- オ 入札の対象となる太陽光発電設備は，市の「太陽光パネルの景観に関する運用基準」に規定される勾配屋根の「共通基準」及び「地区別基準」に対応したものとすること。
ただし，「伝統的景観・和風外観を継承する地域」及び「歴史的景観・歴史的風土を保存する地域」は本事業の対象外とする。
- カ 施工事業者選定の入札参加要件には，次の内容を含めること。
 - (ア) 経営実績が健全であること。
 - (イ) 契約履行能力が十分であること。
 - (ウ) 施工瑕疵責任に関する保険に加入していること。（生産物賠償責任保険等）
 - (エ) 施工に関する損害への保険に加入していること。（工事保険等）
 - (オ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条5条に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (カ) 関係法令を遵守すること。
- キ 施工事業者選定の入札の結果については，速やかに市へ報告し，公表すること。

ク 事業実施者は施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。

(ア) 設置工事期限について

(イ) 個人情報保護について

(ウ) 関係法令の遵守について

(エ) 事業実施者と施工事業者間の責任の区分

ケ 本事業において、太陽光発電設備及び蓄電池の施工に当たる事業者は、建設業許可における電気工事業の許可を取得していること。

コ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意をもって対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、事業実施者へ報告することとし、必要に応じて、事業実施者と連携して対応すること。

サ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに市へ報告すること。

(7) 問合せ対応

ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 本事業に関する問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への業務研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 市に対して問合せ及び苦情があった場合は、速やかにコールセンターへ対応を引き継ぐこととする。

カ 問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、市へ報告すること。

(8) 太陽光発電設備及び蓄電池の施工検査

ア 太陽光発電設備及び蓄電池を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じて指導及び是正指示を行うこと。

イ 施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とし、施工件数の4%以上実施すること。

ウ 第三者機関は次の要件を満たすこと。

(ア) 太陽光発電設備及び蓄電池について、点検及び検査業務を行っていること。

(イ) 施工事業者と利害関係にないこと。

(ウ) 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

(9) アンケート調査

ア 購入希望者を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

イ アンケートの内容については、市と協議のうえ、決定すること。

(10) 本事業の収益

事業実施者の収益は施工事業者から得る契約件数に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

3 個人情報管理

事業実施者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

4 事業成果物の提出

事業実施者は、本事業の成果物として協定満了日までに、次の事業成果物を市に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（事業の実施状況、収支状況、広告宣伝の実績等）
- (2) チラシ等広告宣伝に係る作成物及びその電子データ
- (3) アンケート等の集計結果

5 著作権の扱い

- (1) 事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、市に帰属するものとする。
- (2) 事業成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。
- (3) 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

6 その他

- (1) 事業実施者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 事業実施者は、事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて、適切に対処すること。
- (3) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、市と協議のうえ、業務を進めることとする。